

民生福祉常任委員会会議記録（請願審査）

1. 日 時	令和2年 12月10日（木）
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋、上田英樹、前田えり子、かんなん芳治、河南克典、小島政行、森本富夫
4. 会議に付した事件	請願第1号 丹波篠山市の行政指導の改善についてのお願い（請願）
<p>開会</p> <p>向井委員長 挨拶</p> <p>日程第1、請願第1号 丹波篠山市の行政指導の改善についてのお願い（請願） 紹介議員である渡辺議員及び参考人より、請願第1号に係る資料に基づき説明</p> <p>質疑なし</p> <p>■議員間協議</p> <p>向井委員長 今回の請願内容については、皆様もお目通しいただいたと思いますが、様々な内容が含まれていることも含め、どのように審査を進めていけばよいか、委員の皆様からご意見をいただければと思います。何か意見はありませんか。</p> <p>河南委員 先ほどの請願者からの説明で願意はおおむね理解しました。この請願は、相手方が存在することでもあり、事実関係を明らかにする必要があります。そのためには、市当局、関係自治会などから意見聴取をする必要がありますが、しかしながら、双方の主義主張を聞かせていただいたとしても、議会で真実を明らかにすることは困難であると考えます。また、請願内容には、裁判で係争中の事柄も含まれており、以降も裁判所に訴えを提起する可能性があります。したがって、このことについて委員会で継続審査し、意見を述べる場を設けることは、今後の裁判の行方にも影響を及ぼすのではないかと考えられます。よって、これ以上の審</p>	

議は不要と考えることから、採決を行い、不採択とすべきと考えますが、委員会の皆さんにお諮りいただきますよう委員長にお願いします。

かんなん委員 この請願が出てきており、ただいま説明をお聞きしましたが、請願の趣旨そのものについては、内容的に問題はないと理解しています。ただし、今は一方的に請願者のみの説明を聞くに留まっています。やはり、相手方があることから、事実関係を委員会としてしっかりと認識する必要があると思います。つまりは、市の担当部署に対して、事実の確認を行うことが我々の務めであると考えます。

小島委員 この請願内容は、なかなか議会審議には馴染まないと思いますので、この件に関しては、これ以上の審査は難しいと思っています。

上田委員 この請願書を見させていただきますと、43 ページからなるものであり、請願者あるいは紹介議員からは、詳しい内容は別紙として付けております、ということもありましたことから、この43 ページ全てが請願であると思っています。仮にこれを採択いたしますと、この43 ページからなる請願内容が全て採択というように考えられるのではないかと思います。また、市から意見を聞くということも言われていますが、この請願の中には、地域のことについても波及した内容が書かれています。こうしたなかで、市の意見を聞いただけで採択になるということは疑義を感じておりますので、私は不採択にすべきであると考えます。

前田委員 仮にこの請願を採択した後に、どのような取り扱いをしていくのかという点については疑問に思いながら請願内容に目を通してきました。現時点としては、請願者の意見を一方的に聞いたという状況でしかないなかで、採択あるいは不採択というように、白黒付けることが馴染む内容ではないのではないかと考えます。委員会としては、こうした状況があるということ、把握する必要があるということについてはしっかりと確認をした上で、白黒つけることは馴染まないのではないかとはいえますが採決に向かっていくべきではないかと感じています。

向井委員長 委員によって考え方が分かれているように受け止めました。河南克典委員や小島委員は、議会で事実確認を行い、真実を明らかにすることは困難であることや係争中の問題であり、今後も裁判になる可能性があることも含め、審査に馴染まないというというような意見でした。一方、かんなん芳治委員については、請願者の意見を聞いたことから、市当局側の意見も聞いた上で判断すべきじゃないかという御意見です。

かんなん委員 請願制度について調べてきましたが、請願については採択か不採択が基本ですが、趣旨採択という方法もあります。この場合、請願の全部を採択するのではなく、その請願の願意の趣旨を採択するというものです。この点、事務局に確認しますが間違いありませんか。

事務局	基本的には採択か不採択ですが、請願の審査結果のひとつとして、趣旨採択あるいは一部採択という考え方があることは、議会に浸透しているものと考えます。
かんなん委員	こうしたことを踏まえますと、今回の請願の願意については5項目ありますが、至極当然のことが書かれており、これを不採択にする理由は何ら見当たらないと考えます。審査に馴染まないという意見もありますが、この請願の趣旨、願意を採用することが、何か問題があるとも思えません。こうしたことから、趣旨採択の方向で検討願えないかと思いません。いずれにしましても、やはり市当局に対して、事実関係は確認すべきであると思えます。
前田委員	行政指導の改善についてのお願いというところですが、実際のところはどうだったのかという点については、議員としては、確認しておく必要があるのではないかと感じています。今は、あくまでも一方的に請願者の話を聞いただけでしかなく、請願されている以上は、やっぱりきちんと委員会として調査していく必要性があるのではないかと思うわけです。ただ、速やかに採決を行うということも難しいと思うことから、継続的に審査していくことも考えられるわけですが、こうした進め方については問題があるのでしょうか。
事務局	この請願については、審査期限が明確に定められているものではありませんが、これまでの慣例として、師走会議において上程された議案等は、師走会議の最終日に向けて審査報告を行っていくものと考えます。しかしながら、仮に委員会として継続審査とする議決をとった場合や委員会として審査報告を行わない場合には、継続して審査を行い、例えば弥生会議で審査報告するものとして、委員会を運営していくことも技術的には可能と考えます。
小島委員	請願者から説明いただいた内容をみますと、なかなか議会で審査していくことは馴染まないと判断できると思えますので、提案のとおり進めていただければと思います。
かんなん委員	今の議論の争点は、継続審査と採決のいずれかを選択するかという点にあると思いますが、趣旨採択とするかどうかはどのように考えればいいのでしょうか。
向井委員長	事務局から説明願います。
事務局	趣旨採択とするかどうかについては、技術的には採決方法に係るものであることから、継続審査とするか採決するかを諮ったのちに、趣旨採択とするか否かを諮れば議事運営上の問題はないと考えます。なお趣旨採択について採決する場合は、趣旨採択について先議し、その結果に応じて採択か不採択かを決することになります。

向井委員長　それでは、まず採決を行うかどうかについて諮ることとし、次に採決の方法として趣旨採択とするかを改めて協議したいと思います。それでは、市当局等への審査を行わず、採決に進むことに賛成の方は挙手をお願いします。

— 賛成全員 —

向井委員長　挙手全員です。

(委員長と呼ぶものあり)

小島委員　請願7ページの13行目以降の部分において、9月16日の本会議における法務専門員の認定農家取り消しに係る発言が事実とは異なるといった意見が見受けられますが、この発言については、法務専門員の信用に関わる重要なものであります。本会議場での発言であることから、採決を行う前に、この部分については当委員会で事実確認するべきと思いますが、どうでしょうか。

向井委員長　それでは採決を行う前に小島委員から出されました法務専門委員の発言に関する内容について、確認するべきとのご意見ですが、これに対して意見はありませんか。

— 意見なし —

向井委員長　それでは、法務専門委員の発言に関する内容を確認することについて、ご異議ありませんか。

— 異議なし —

向井委員長　資料用意の都合上、ここで暫時休憩とします。

(休憩 11 : 07 ~ 11 : 20)

向井委員長　法務専門委員の発言に関して、裁判に係る文書及び会議録を用意いたしました。御手元にあると思います。なお、この会議録については、本会議の正式な会議録ではありませんので、御理解いただきますよう申し添えます。また、本会議での発言については、ユーチューブでも確認することが出来ますので、実際にタブレットでご覧いただきながら、資料をご覧いただきたいと思います。なおこのユーチューブ動画についても、議会の公式記録でないことを申し上げておきます。内容確認のため、改めて休憩とします。

(休憩 11 : 22 ~ 11 : 37)

向井委員長　それでは、内容を確認いただけたかと思いますが、9月16日会議における法務専門員の発言に関して、ご意見があればお願いします。

小島委員　今皆さん確認していただいたと思いますけども、法務専門員の認定農家取り消しに執行停止申し立て事件に係る発言は、神戸地方裁判所の当該事件の決定正本の主文にあるとおりであることから、事実誤認を生じさせるような発言ではないと受け止めました。

向井委員長　それでは他に意見はありませんか。

— 意見なし —

向井委員長　それではこの点については、後の採決結果も踏まえた形で、審査報告をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

— 異議なし —

向井委員長　異議なしと認めます。それでは続いて、趣旨採択とすべきかどうかについては、どのように考えればいいでしょうか。ご意見をお願いします。まず趣旨採択の基本的な考え方について事務局に説明を求めます。

事務局　趣旨採択については、一定の審査を行った上で、請願項目について、全面的に採択は出来ないものの、部分的に賛同できる内容が含まれており、不採択とすることは委員会としてしのび難い場合等の運用といわれています。趣旨採択の過程としては、まず委員会において審査が行われた上で、委員会として採択でもなく不採択ともいいきれないときに、出てくるものと考えます。

小島委員　今回の事案については、市当局等への審査を行わない以上、趣旨採択という考え方は難しいではないのではないかと判断します。

かんなん委員　この請願については最終的にどのような結果になるかはわかりませんが、完全な不採択とした場合、一般の市民が議会は何をもってこれを不採択にしたのかと疑問を感じざるを得ないと思います。請願書の願意が5項目あり、項目に願意が書かれていますが、誰が読んでも当然のことが書かれています。信義則を守ることや公平な指導、透明性のある指導等、様々に書いていますが、行政ならば当然に行わなければならない内容の願意となっています。この願意を無視して不採択とした場合に、我々議員は、市民からどのような目で見られるかを考えなくてはなりません。もちろん、項目が多岐に渡っており、書かれている内容も具体的で多くあることから、全面的に採択をすることは難しいということも理解しま

すが、この請願の願意としては、極めて常識的でおかしなことはっていないことを踏まえ、趣旨採択が妥当であると思います。

小島委員 請願者の説明を聞いたところで、やはり議会の審査には馴染まないところが1番大きいと思っています。それこそ、市当局や地域に対して調査していくということもあるかとは思いますが、延々と続けていくこともいかがかと感じることも含め、議会の審査には馴染まないとの判断をしていかざるを得ないと思います。

かんなん委員 こうした請願があった場合に、実質的に門前払いという形になってしまつては、市民が頼れる議会とはいえなくなってしまいます。我々議員はやはり市民が提出してきた請願を大事にする必要がありますし、ましてや農都を謳っている丹波篠山市の畜産農家があげてきたものであります。本当に農業者を支援するような行動を市としてこれまでにとってきたのかという点についても本当は確かめたいと思っていますが、請願の願意そのものとしては、大まかにいえば、当たり前のこと、当然のことが書かれています。こうした請願を門前払いにするかのようなやり方はいかなものかというのが私の考えです。

小島委員 ただ市と係争中であるということも踏まえると、議会で判断していくことは難しいと思います。

上田委員 私も小島委員議員と同様の考えです。これが普通の請願ということであれば、趣旨採択あるいは継続審査ということも考えられますが、請願に係る参考資料にもあるように、係争が5件起こっている状況であるとともに、11月18日には、市から改善命令が出ている状況であります。また今後、裁判になる可能性もある状況ということ踏まえると、議会がそこまで調査できるのかと思わざるを得ません。以上から、趣旨採択というものについては疑問があり難しいと考えることから、採択か不採択で採決すべきと考えます。

かんなん委員 係争中を理由にされている方もありますが、この請願の趣旨、願意をしっかりと踏まえて考えてみれば、これに対する議会の意思決定は係争に何ら影響を与えるものではありません。請願の審査は、その請願に書かれている内容が正しいか否かではなく、願意が妥当かどうかです。ただこれだけは言いたいのですが、請願は請願として真摯に受け止める必要がありますし、それに対して真摯に判断をすることが我々の務め、議会の責任であると思います。

小島委員 本日の審査において、請願人を参考人としてお招きし、思いをしっかりと聞かせていただきました。議員として真摯に受け止め、判断していけばいいと思います。

■表決

請願第1号 丹波篠山市の行政指導の改善についてのお願い（請願）

第2項目、「公正・公平な行政指導をお願いします」について

— 賛成なし・不採択 —

第3項目、「透明性のある行政指導をお願いします」について

— 賛成少数・不採択 —

第4項目、「行政が風評を流すことを止めてください」について、

— 賛成少数・不採択 —

第5項目、「前向きな経営改善の協議に応じてください」について

— 賛成少数・不採択 —

■そのほか

向井委員長 それでは、本日の審査内容、審査結果をもちまして、師走会議の最終日に委員長報告を行いたいと思います。委員会の審査報告については、委員長に一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

向井委員長 異議なしと認めます。

（閉会）

上田副委員長 挨拶

閉会